

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	3950-280-9556-5	仕 様 書 番 号	
手動式ウインチ (人命救助システム用)		GE-B395001F	
		作 成	平成10年12月16日
		変 更	令和 5年 2月 3日
		作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の手動式ウインチ（以下，“器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等が使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS G 3525 ワイヤロープ

NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

3.3 塗装

塗装は、製造者が規定する仕様による。

3.4 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の2.3及びNDS Z 8011によって、器材本体に、1種銘板を取り付ける。細部は、承認図面による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、製造者の規定する仕様及び社内規定による標準附属品とするほか、調達品目表による。細部は、承認図面による。

6.2 承認用図面

契約の相手方は、GLT-CG-Z000001の**箇条6**に基づき、3.4、6.1、全体図及び主要諸元（カタログなどでも可）について、承認用図面各3部のほか、承認願書だけ1部を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

6.3 納入書類

6.3.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表1**に示す書類を、器材ごとに添付する。

表1－添付書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)、7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。			

6.3.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表2**に示す書類を、製品納入時、陸上自衛隊関東補給処古河支処に提出する。

表2－提出書類

番号	名称	数量 ^{a)}	摘要
1	取扱説明書	1	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	
3	部品表（第1種）	1	
4	完成品写真 ^{b)}	一式	器材本体・附属品を展開した状態とする。
注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。 注^{b)} 過去に納入実績があり、前回納入時と変更のない場合は省略してもよい。			

6.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部隊名等	補給統制本部 施設部
調達要求年月日		作成年月日	令和 5年 月 日
仕様書番号	GE-B395001F		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
手動式ウインチ（人命救助システム用）	株式会社 本宏製作所 スーパーチル S-15 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) 器材は、レバーハンドル付とする。
- b) 器材本体は、過負荷に対する安全装置付きとする。
- c) 引き上げ能力は、1 600 kg以上とする。
- d) 巻き上げ方式は、手動・レバーハンドル式とする。
- e) 寸法は、附属品の番号1を含め、長さ800 mm×幅420 mm×高さ400 mmの収納箱に収納可能な製品とする。
- f) 器材本体の質量は、18 kg以下とする。

3 附属品

番号	品名	数量 ^{a)}	規定
1	滑車	1	耐荷重3 200 kg以上
2	ワイヤA	1	J I S G 3 5 2 5 による。 最大作用荷重 ^{b)} 1 000 kg以上 “労働安全衛生規則”第151条の130を満たし、公称径φ12 mm、長さ20 m、端末処理済みとする。
3	ワイヤB	1	J I S G 3 5 2 5 による。 最大作用荷重 ^{b)} 1 000 kg以上 “労働安全衛生規則”第151条の130を満たし、公称径φ12 mm、長さ3 m、両端へび口付きとする。

注^{a)} 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。

注^{b)} 作用可能な最大荷重を示し、破断荷重とは異なる。